

[事案 24-202] 契約無効請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の際、募集人から商品内容の説明を受けていないこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年に加入した本契約の勧誘時に、募集人から商品内容の説明を受けず、貯蓄型の商品と誤信して契約を締結したので、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。あるいは、平成 18 年の特約更新日前に同契約を解約した際に、解約以外の選択肢の説明がなかったので、誤信して行った解約を取り消し、特約更新時点で減額プランで更新したものととして扱ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の際、募集人はパンフレットや設計書等により説明しており、申立人は、予め契約内容が印字された申込書の内容を確認の上、契約者欄に署名押印している。
- (2) 解約前に、保障額を見直しできること、「減額（保険料同額）プラン」や「転換制度」等何種類かのプランの内容と特長を資料で案内している。募集人も減額プランや転換プランを説明しているなど、解約以外の選択肢について説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、解約時の担当者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、申立人の主張する「貯蓄型の商品」とは保険金額の大きい終身保険の意味であると述べており、申立人の錯誤は、本契約の終身保険金額の錯誤であると判断される。しかしながら、申立人の主張する錯誤が要素の錯誤であったとしても、他社の同種保険に加入しており終身保険に理解があること、契約申込書において終身保険金額がいくらであるかは理解できること、契約時に終身保険金額が自らの希望に沿っているか確認していないことなどから、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。したがって、民法 95 条ただし書きにより、申立人の錯誤無効の主張を認めることはできない。
- (2) 特約更新時の減額プラン等の説明の有無について両者の主張は異なるので、申立人の主張を認めることはできず、更新時、保険会社は契約の解約を回避する方向で活動するのが普通であり、担当者も減額プラン等の説明を行なったと推認できる。したがって、担当者より減額プラン等の説明がなかったと認めることはできない。また、保険会社は、特約更新時期の約 1 年前から、更新対象となる特約を知らせるとともに、転換プランや保障額見直しプランがある旨の通知を複数回行っており、減額プラン等について、担当

者による口頭での説明が不十分であったとしても、上記通知書面により、減額プラン等の選択肢について説明していると認められる。

- (3)以上より、申立人において、他の選択肢がないものとの錯誤により解約したとして、それが要素の錯誤であったとしても、上記通知書面より、他の選択肢があることやその内容については容易に理解できるので、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。したがって、申立人の錯誤無効の主張を認めることはできない。